

特集1

私たちの大切な

税金の話

税金は、子育て支援や教育・福祉の提供、道路や公園の整備、ごみの収集など私たちが暮らしていくうえで必要な社会共通の費用をまかなうものであり、私たちの生活を支えています。



市税は、どのような種類がありますか？

主な市税の種類は以下のとおりです。



個人の市民税

1月1日に市内に住所がある人を対象に、県民税とあわせて課税されます。

※現在、「横浜みどり税」(年間900円)が上乗せされています。



固定資産税

1月1日に市内に固定資産(土地・家屋など)を所有している人を対象に課税されます。



軽自動車税(種別割)

4月1日に原動機付自転車や軽自動車などを所有している人を対象に課税されます。

市税納期カレンダー ※各月の末日が納期限です。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1期	全期	1期	2期	2期		3期		3期	4期	4期	

…市民税(給与・年金からの天引きの場合は除く) …固定資産税・都市計画税 …軽自動車税(種別割)



▲主な市税について



▲市税よくあるご質問

税金を納めるにはどのような方法がありますか？

スマホ決済、クレジットカード、口座振替、コンビニエンスストア、金融機関窓口などで納付できます。

いつでもどこでも市税の納付ができて便利



▲市税の納付方法について

納めないとどうなりますか？

税金は納期限内に納付していただくことが原則です。納期限を過ぎて未納があれば、督促状を送付します。

納期限内に納付している人との公平性を保つため、納期限を過ぎて滞納となった場合は、差押処分を含む滞納整理を進めています。



督促状が届いて放置しておくと…

給与が差し押さえ…
延滞金まで
ついてしまった…

財産があるにもかかわらず滞納した場合は、法令に基づきその財産は差し押さえられます。

市税の滞納について▶



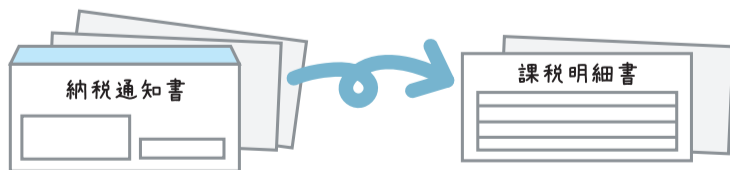
市税は **必ず納期限内に納付** しましょう。



固定資産税・都市計画税 課税明細書の確認を

4月上旬に送付する「固定資産税・都市計画税(土地・家屋)納税通知書」に課税明細書が同封されています。

こちらで、課税されている土地・家屋の所在・地番・価格(評価額)などをご確認ください。



※区内に保有する資産が多い場合は、課税明細書のみを別に郵送しています。

- 納税通知書のお届け先の住所・名前や土地・家屋の利用状況を変更する場合は、同封の「固定資産税に関する変更届出《お願い》」に掲載している二次元コードから、横浜市電子申請・届出システムにアクセスし、入力してください。

固定資産税(家屋)の調査に関するお知らせ

税務課家屋担当では、年間を通して職員が屋内外の確認(家屋調査)を行っています。

調査の際には事前に調査依頼の連絡をした上で伺いますので、ご協力をお願いします。

※職員は「横浜市職員証」・「固定資産評価補助員証」を携帯しています。



☎ 収納担当(3階301窓口)

☎ 800-2378 fax 800-2509

☎ 土地・家屋担当(3階302窓口)

☎ 800-2363(土地)/800-2365(家屋) fax 800-2509